

## 近世後期大庄屋制の一考察

— 島原藩豊州御領・組大庄屋について —

佐藤 紘 一

はじめに

大庄屋の研究は、一九八〇年代以降、近世後期の史料群を活用して制度・機能といった分野が大きく取り上げられてきた。近年は大庄屋家の実態の究明に関心が向くとともに、近世前期の大庄屋研究にも視線が向けられている<sup>1)</sup>。

大庄屋に関する法令としては、不正是正等の為に正徳三年(二七一三)の大庄屋廃止例以降度々見られる。しかし、大庄屋制の全廃はなされず、各地で大庄屋制及び類似の制度が幕末迄存続した。それは、大庄屋が幕藩領主の支配を補完していたとの指摘からも窺える事である。中間層に取り込まれていったとする大庄屋の実態を、譜代藩である豊州御領において考察する事は、大庄屋制研究の一事例として、また島原藩における飛び地支配の構造を紐解く上で重要と考える。在地支配を補完したであろう中間層の機能に迫る事は重要な課題の一つである。

### (一) 豊州御領における大庄屋の出自

まず、島原藩の飛び地である豊州領における大庄屋制度成立過程

の概略を述べておきたい。この豊州領大庄屋制の始まりは、寛文九年(一六六九)に丹後国宮津から肥前国島原に入封した深溝(ふこうず)松平氏の領地として編成替えが行われた時期であるが、その淵源は古く慶長期に入封した細川氏施政期にまで遡る事が出来る。当初の大庄屋制は「手永」<sup>2)</sup>と呼ばれ、戦国期を通じて活躍した土豪・国人層に由緒を持つ者達によって担われた。彼らの多くは、豊後の大友氏や周防・長門の大内氏の間で競われた北部九州の覇権争いの最中、豊前地域を中心に活躍し、戦国大名に臣従した小領主の家系であった。

中でも、豊前国宇佐郡を根拠とした国人衆は「宇佐郡三十六人衆」<sup>3)</sup>、「三十六人地頭」と呼ばれ、本論で取り上げる橋津氏などが含まれていた。この国人衆の多くは、大友氏の没落を経て、関ヶ原合戦の前後に豊前国宇佐郡域を支配した黒田氏の仕置きに預かった。宇佐郡三十六人衆は、地域支配に取り込まれていったと言われる<sup>4)</sup>が、黒田施政期の具体的な史料は無く、この時期の国人衆の動向を詳しく窺い知る事は容易ではない。橋津氏の大庄屋役就任は、杵築藩預かり地であった正保期から豊州領形成期の寛文期にかけてであると考えられている<sup>5)</sup>。石高六万五千九百石を有した譜代深溝松平氏による支配は、一時期戸田氏との領地替えがあったものの、旧に復され幕末まで続いた。豊州領の飛び地は、「豊州御領」・「豊州領」と呼称され、藩の総石高の四割を占め経済的に重要であったほか、瀬戸内に面した交通の要地としても重要な地域であった。

藩領全体の石高：六五、九〇〇石

飛び地領の石高：二七、六〇〇石（全体の四一、九％）

この島原藩の飛び地を形成したのは、豊前国の南部に当たる宇佐郡地域を中心に、二十三カ村を有する山蔵組、十七カ村を有する橋津組、九カ村を有する長洲組と豊後国の北部に当たる国東郡地域を中心に二十六カ村を有する高田組、二十四カ村を有する田染組による五組九十九カ村である。豊州領の大庄屋制は、「組」によつて村々がまとめられた。

現在の行政区との比較では、大分県北部の安心院町、宇佐市、豊後高田市と真玉町・大田村の一部を含む地域である。

（二）大庄屋機能について——「大庄屋日記」の分析から——

ここで扱う史料は、一般に『橋津組大庄屋日記』と呼ばれるものである。伝来した日記類は、「橋津組・平用・御用寄合」などの外題を持ち公務日記の性格を有しており、多くは、大庄屋の執務に関わるものである。下情上申・上意下達の様々な内容の「触」や「書状」が記録されている為、『大庄屋日記』中から村方で問題となつた事柄に関する記載を検討すれば、村落支配において中間支配層と村役人層、村民との関わりを明らかにする端緒となり得ると考えられる。以下、大庄屋が担つた役務一般を史料中から取り上げ検討していきたいが、特に地域村落での「内済」機能との関係や地域の調整役と言つた観点から見てみたいと思う。

①持ち馬連れ去り一件

ここでは、豊州領内外において地域村落間で調整役を担つた大庄屋に係する史料を『橋津組大庄屋日記』（『宇佐近世史料集 橋津家史料（一）』）から紹介する事にしたい。

文化十一年（一八一四）日記中、一月廿一日条に【史料一】「乍恐以書付奉願候御事」と言う大庄屋から代官に宛てた内容の案文が記載されており、この一件では、橋津組組下「山村組頭信吉」の持馬の問題について記されている。この問題とは、「去酉十月朔日之夜」に御料の「高家村源兵衛・為左衛門、四日市村勇左衛門」の三人が信吉の所持していた農馬を連れ去つたと言うものであった。また、三人は建札を残しており、その内容は「長洲組松崎村作平・伴蔵と申者へ掛合候得は、い才相分り可申段有之候二付」と言うものであつたらしい。

【史料一】「乍恐以書付奉願候御事」

「一、当組山村組頭信吉所持農馬、去酉十月朔日之夜御料高家村源兵衛・為左衛門、四日市村勇左衛門右三人にて致建札、牽取申候、建札之趣二は、長洲組松崎村作平・伴蔵と申者へ掛合候得は、い才相分り可申段有之候二付、早速山村庄屋ヨリ松崎村組頭方へ掛合候得共、急埒不仕候二付、（中略）、馬主信吉難渋二相成、耕作方必至指支申候二付、私方迄願出候間、尚又私ヨリ右村庄屋方へ返馬之儀両度掛合候得共、一向返書無之、（中略）、此上下方にては致方も無

御座候間、御慈悲ヲ以右馬早々指返候様、四日市御役所江  
御掛合被下置候ハハ、難有奉存候、

(中略)

正月廿一日 橋津金十郎

(出典：『宇佐近世史料集 橋津家史料(一)』より)

当事者である馬主・信吉の居村する山村からは、小庄屋が交渉人となつて松崎村の組頭と話し合つたが、「急埒不仕候」と言う事で、結局両村の庄屋同士でも話し合つている。結果的に、「松崎村江は掛ケ合之儀は無之段申し来候」との事から、御料の「高家村庄屋保之丞方」へも数度にわたつて掛け合つた様である。そして、再び「急埒不仕候」と行き詰つた上に「馬主信吉難渋二相成、耕作方必至指支申候」となつた事から、はじめて大庄屋・橋津金十郎に対して願いがなされるのである。

願いを受けた金十郎は、高家村庄屋方に対して「返馬之儀両度掛合候」と交渉を試みたのであるが、高家村庄屋方からの返事は無く、最終的に「此上下方ニては致方も無御座候間、(中略)、四日市御役所江御掛合被下置候ハハ、難有奉存候」と、村役人をはじめとする村方の者ではどうしようもないとの判断から、高田の代官所に願ひ出たのである。

この「去酉十月朔日之夜」の事件は、当事者間での解決が困難な場合や、若しくは他領の者との折衝が必要な場合になつてから大庄屋が関わるという事例を示している。他領での交渉については、領

外への自由な行き来が規制されていた事からも納得出来るものである。しかし、どうして大庄屋が代官所に願ひ出る迄に約四ヶ月もの日数を費やす事になつたのであろうか。馬主・信吉にしてみれば、「難渋二相成、耕作方必至指支申候」となる迄の凡そ四ヶ月間、一刻も早く農馬を返して欲しかつたはずなのである。本来、この様な村方でもめ事などは、庄屋・組頭などの村役人が介在する事で上手く内済されるのが一般的な解決方法であつた。つまり、この「去酉十月朔日之夜」の事件に関する件からは、村役人や大庄屋による内済機能<sup>⑤</sup>が上手く機能しなかつた事が窺えるのである。また、彼らの内済機能と言うものの限界についても考えさせられるものでもある。

この事件に直接関係する他の史料は、管見の限り見当たらない。その為、事件がその後どの様に処理されたかについては、残念ながら詳しく知る事は出来ない。ただし、関連する史料が、同年日記中の【史料二】二月廿四日条、同じく【史料三】四月十一日条の件に確認する事が出来る<sup>⑥</sup>。

【史料二】二月廿四日条

「未得御意候得共、一筆致啓上候、(中略)、然は牛馬売買之儀二付、是迄博勞共不埒之儀等有之、毎々面倒之筋等出来候二付、此度当御領内現銀ヲ以已来牛馬相求候様、下方人別被申渡候条、当方領内之者已来其御領内中江牛馬相求二罷越候共、現銀ニて無之候ハハ、牛馬売渡不申様、下方一統江被仰聞被下候様奉頼

候、尤其御領御近辺之御同役様方へは、乍慮外、貴所様ヨリ御通達被成置被下候様奉頼候、当領仲間方ヨリは、右之段拙者共ヨリ御沙汰申進置候様申出候間、右可得御意如此二御座候、恐惶謹言、

二月廿二日

岸井恒吉

久路土令助

友枝快藏

三宅門兵藏

高田源之助様

〔出典：『宇佐近世史料集 橋津家史料（一）』より〕

内容は、牛馬売買に関するものである。〔史料二〕には、小倉藩においては牛馬売買が現銀支払いのみ行われる事になった旨の書簡が記載されており、内容としては、他に小倉藩領の者が他領で行う売買もまた現銀支払いのみが認められると言うものであった。この書簡自体は、小倉藩の大庄屋中である岸井恒吉・久路土令助・友枝快藏・三宅門兵藏の四氏連署によるものである。では、何故この様な極まりが出来たのであろうか。

〔史料三〕「四月十一日条」

「一、当御領内馬苦勞共、近年乱二牛馬売買引替等致候末、代銀滞、出入および、掛り合も無之百姓共之持農馬、御他領之者共夜分二罷越牽取、耕作方指支候二付、御他領江掛合二

相成、或は当領内之者御他領之百姓共之農馬乱二夜分牽取、是又掛合二相成、双方厄介筋ノミ斗、種々近年出来致、御役所御掛合等之儀も出来仕、甚恐多存候二付、仕法替之儀当御役所へ五組同役中より願書指上申候処、左之通被仰出候二付、早速村方へも申触候、

〔出典：『宇佐近世史料集 橋津家史料（一）』より〕

〔史料三〕には、豊州領においても現銀支払いによる牛馬売買にする事になった旨が記載されており、その理由と経緯が記されている。それは、近年仲買人である博勞（馬苦勞）共が代銀滞納をし、その上全く関わりが無い百姓共の持馬を夜分に連れ去るなどの事件が起こっており、耕作に支障が出たり、当事者間でのいさかいが絶えない事、更には事件によって御役所に迷惑が掛かる場合も出てきた為に、「仕法替之儀当御役所へ五組同役中より願書指上申候」と豊州領の大庄屋が連名で願出たと言うものであった。「仕法替之儀」に関する直接の端緒が、島原藩側からの申し出であった事が『執腕録』においても知る事が出来るが、領内外の大庄屋同士の連携や大庄屋寄合からの「願出」と言う形式を通して法令が変わると言う点から、藩領法規の形成における大庄屋の介在事例として、大庄屋の機能や権限、地域の繋がりの一端を考えさせられるものとして注目される。

また、この地域の社会情勢として、牛馬売買と言う経済活動が他領域を跨ぐ広域で行われており、持馬の連れ去りと言った犯罪行為

なども自領内に止まるものでは無かつた事が分かる。

②喧嘩一件

ここでは、近世期全般を通して見られる村方での内済機能の側面から大庄屋の関わりについて検討したい。

まず、弘化四年(一八四七)の『大庄屋日記』に、暴力沙汰についての対応が記されており、この事例を取り上げたいと思う。

【史料一】「弘化四年 九月朔日条」

一、今朝早朝ヨリ御役所江出、右喧嘩一条い細申上候処、先届

差出候様御沙汰二付、左之通差上申候、

御届申候御事

一、昨廿九日暁丑之頃、橋津村松本長六郎方

借宅江参居候、元玖珠領辻間村出生、日足村

ニテ育立候幸蔵与申者、橋津村京平・清左衛門・源平・

幸平江疵付候付、早速、医療差加、別紙容体

書相添差上申候、相手幸蔵儀者、夫々手当仕、番人

付置候段申出候間、先此段御届申上候、

未 九月朔日 橋津喜左衛門

矢島銀右衛門殿

小川 格輔殿

高橋 勝蔵殿

高橋良之進殿

(出典：『弘化四年 橋津大庄屋日記』より)

この【史料一】では、「昨廿九日」(八月)の喧嘩沙汰を経て、大庄屋・橋津喜左衛門が御役所の在る高田に出勤して、委細の報告を行つて居る様子が分かる。しかし、御役所ではこの件は扱われず、ひとまず「届差出」す様にとの沙汰を受けている。続く「御届申候御事」以下には、その折の届出の内容が記されるが、「元玖珠領辻間村出生」である幸蔵儀と傷付けられた橋津村京平以下四名に対して看病がなされた旨が分かる。ただし、この喧嘩に際しての具体的な理由となる記載事項は見当たらない。

【史料二】「容体書」末尾より

「右之通、御達申上候処、先ッ病人命ニ拘リ不申様ニ有之候ハハ、成丈内済取計候様相整候ハハ、願下ケニ可致、若又相果候節ハ、早速御届申上候様、御他領引合ニ相成候とても、相果候ハハ致方無之、無左候ハハ、御厄介ニ付、内済取極候様被仰聞候段之模様申上、御差図も有之候得共、今筆紙ニ重テ申上候、

(出典：『弘化四年 橋津大庄屋日記』より)

この【史料二】は、【史料一】中に出てくる「別紙容体書」の末尾の文章である。添えられた「容体書」に続くこの文面からは、届出の後に、どちらか一方の命に別状が無ければ、双方で「内済取

「極」を行い処理する旨が命じられている事が分かる。藩側からすれば、「御他領引合」と表現された自領外との交渉は極めて煩雑であり、出来れば避けたかった様にさえ見受けられる。村方にしても御役所に対して、「御厄介」になる迷惑沙汰は控えたかったのであろう。

その後の経過としては、怪我をした一人である橋津村京平の容態の悪化が見られ、朔日の内に亡くなってしまった事から藩同士での交渉となり、村方へは御役所から幸蔵出生地である辻間村に対して、この一件の事情についての連絡を改めて指示されている。藩側としては、村々の連絡に関しては、他領村であっても村方に指示し、率先して行う事を望んでいたのである。また、村方が備えた内済機能に期待していた事も窺える。

この一件についての内容は、その後見られず、藩同士での話し合いが事無く進んだと考えられる。他領と関わる事件に際しては、その度合いによつて御役所とは別に内済調整や他領村への連絡など、藩領域を越えた地域の安定に大庄屋自身が立ち回っていた事が理解出来る事例の一つであろう。

次の「史料三」は、先に述べたような事例とは少し趣が異なる一件である。弘化四年の喧嘩一件では、大庄屋自身の立ち回りが見られたが、以下に挙げる文面からは、その様な動向を多くは窺い得ない。

【史料三】「文政九年 四月十九日条」

「一、青森村庄屋仁助酒店奥にて、去ル十四日八ツ時頃、浜吉・

清介、村内仙助与酒給合居候処、御料豊前沖ノ須村瀧四郎

と申者、浴衣掛にて参候て、右酒給合候ヲ、酒五合買可与申候得共、清助夫二および不申、被呑候様申候処、仙助私買可申与申候ヨリ言葉咎にて申論、直二側二有合候旗尾生ヲ、瀧四郎顔二打付、夫ヨリ仙助ヲ押倒、上二乗掛リ、仙助顔ヨリ頭に掛、数ヶ所、きせるにて付疵ヲ付、至て大造二有之、村方ヨリ先村へ掛合、医師も森村道覚・水崎村春眠呼致療治候、右先村へ掛合候処、庄屋、四日市へ参、留主二候間、申遣答可申与先村組頭利兵衛相答、夫之者心得にて、瀧四郎伯父宅右衛門方へ立寄、様子咄候処、(中略)、翌十五日二、先村組頭利兵衛・親類惣代老人、青森村へ参候二付、庄屋・組頭・親類立会、病人見届様子承糺候処、先元ヨリ参候兩人も、仙助痛大造二有之候、瀧四郎、右之儀仕出氣之毒二候、引取庄屋申聞可仕与申置、兩人共引取、其後何之沙汰も無之由、届出候二付、是迄之次第、頭書二為致、十七日二源之助、御代官所へ罷出、内々右之趣相達、尚又、掛合状遣候答之処、十七日二先村ヨリ瀧四郎伯父甚左衛門并従弟老人・人足老人参、段々内済談向有之、(中略)、詰リ先方ヨリ療治代錢五百目与証文指参、内済二相片付、昨夜遅ク引取候段届出、今日、右之趣御代官所へ相達候、(以下略)

(出典：『大庄屋日記(一)』一九四頁より)

御料豊前の沖ノ須村瀧四郎なる者と青森村仙助との喧嘩について

の文面であるが、ここには、当事者・親類・村役人による内済に向けた経過が記されている。この一件が内済に至る過程で、大庄屋は庄屋方からの「届出」を受けた事で、初めて関与するようになる。内済自体は、当事者親類や村役人を中心に村方の者によつて行われており、大庄屋が立ち入るのは、村方での解決に支障をきたした場合には限つての事であつた事が窺える。内済と言うものが、あくまで関係当事者間で行われると言う性質を持つ以上、その内済証文の取り交わしに関わる業務や事件解決後の御代官所への届け出以外には、大庄屋が直接介入する必要が無かつた事を示す事例と言えるであろう。尚、この一件の事後処理として、大庄屋は御役所に向いながら、以下に挙げる【史料四】には「済口届」の指し返しの内容が確認出来る。

【史料四】「文政九年 四月廿三日条」

一、青森村、去ル十四日、御料沖之須村瀧四郎、青森仙助ヲ疵付候一件、内済二相成、先方ヨリ指入候一札、左之通、此一札、済口届之節、御役所江差出候処、御見届済、御下ケ二相成、廿四日、村方へ指返候、指入申一札之事

私儀、酒狂之余り、对貴殿法外之不調法仕出し、今更一言之申訳も無御座候、然ル処、拙者組合之者共ヨリ、貴殿御組合御衆中迄、及御内談二候処、御聞済被成下、此節之一条、御内済被成下候段、拙者始、組合一統系

奉存、依之、濟方一札御指入申処、如件、

文政九年戊 四月十九日

御料沖ノ須村当人

瀧四郎

与合惣代

甚左衛門

与組

柳 蔵

島原御領青森村

相手方

千 助殿

組合

利 助殿

同

直 蔵殿

同

瀧四郎殿

同

松五郎殿

前書之通、及御熟談内済相片付候処、相違無之二付、奥印如件、

右村庄屋

久右衛門

(出典：『大庄屋日記(一)』一九九頁より)

多く、質地証文や錢借入れ証文の際には、大庄屋奥印がなされるのが通例であるが、この熟談内済によつて作成された「指入申一札之事」の文面には、当該村の庄屋奥印のみであり、大庄屋は日記中

に案文として記載し、証文の記録とただで最後まで直接的な関わりは見られない。内済と言う、近世期を通じて見られる事案に關しては、事態の重要性によつても大庄屋が関わる場合とそうでない場合とがあつた事が窺い知れるであろう。

### (三) 結語

①・②からは、上申下達を始めとする文書廻達が日常的になされていたことが理解出来る。「農馬連れ去り」の問題で、「仕法替之儀」に關する小倉藩大庄屋中との遣り取りは、大庄屋同士の連携や大庄屋層からの発議が十分にありえた事が理解出来る。藩領法規の形成における大庄屋の介在事例として、大庄屋の機能や権限を考察する上でも重要な観点を与えるものと言えるであろう。また、この地域の繋がり的一端を考えさせられ、経済活動が他領域を跨ぐ広域で行われる様になつた時代にあつて、大庄屋機能が円滑に活用された事に注意したい。

当事者・親類・村役人による内済に向けた経過で、大庄屋は庄屋方からの「届出」を受けた事で内済に關与したが、この件の内済取りまとめ自体には、当事者親類や村役人を中心に村方の者によつて行われている為、立ち入る範疇ではなかつたと言えそうである。何らかの事件や協議で村方での解決に支障をきたした場合に限つて、大庄屋が立ち回るのである。

以上の点を確認した上で、貢租の上納や高田代官所からの仰せ付

けの履行と言つた事例と対比すれば、大庄屋の差配に対する積極性とも絡んで、内済機能と言う事項に關しては、大庄屋機能のある種の限界性を見せていると考える事も出来るだろう。

### 註

- (1) 大庄屋制度の研究としては、志村洋氏の「近世大庄屋研究の現状と課題」(渡辺尚志『近世地域社会論』岩田書院、一九九九年)・「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」(『歴史学研究』七二九号、一九九九年)が挙げられる。近世前期を対象とした研究として、小酒井大悟氏の「近世前期の大庄屋制支配と土豪―越後国早川谷齊藤家を中心に―」(『新潟史学』五五号、二〇〇六年)があり、また、野尻泰弘氏の「越前国鯖江藩大庄屋制の成立過程」(『地方史研究』三〇八号、二〇〇四年)が挙げられる。他に、日比佳代子氏の「近世後期の藩領国における警察・裁判制度と村役人層」(『九州史学』一三七・一三八合併号、二〇〇三年)、山崎圭氏の「地域社会構造の変容と幕領中間支配機構」(『歴史学研究』二〇〇一年)や久留島浩氏の一連の研究(『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、二〇〇二年)などが挙げられる。
- (2) 後藤重巳氏『橋津小史』十七頁、「従来の自然村を、地域ごとに統括し、人為的な行政区を設け、その行政区ごとに「御惣庄屋」と呼ばれる大庄屋を配置し、行政の責任を執らせる仕組み」とある。
- (3) 同『橋津小史』十六頁、「従来の在土豪層を懐柔し、地域支配の核として、利用していた」との指摘がなされている。



(4) 『橋津小史』の中では、『宇佐郡地頭伝記』を参考に慶安期(一六四八～五一)直前の橋津氏当主・正永の時代としている。

(5) 笠谷和比古(習俗の法制化)、『近世3 岩波講座日本通史』第十三巻、岩波書店、一九九四年)は、「内済は幕府の法裁断によらずして当事者間の話し合いによつて和談解決にいたる、紛争及び事件の解決方式」であるとしている。また「決して例外的措置ではなく、民事的裁判における原則として位置づけられていた」としている。

(6) この時期の牛馬売買に関する史料は、他に『執腕録』(後藤重巳他校訂、別府大学附属博物館)にも確認される。(7) 参照。

(7) 牛馬売買「仕法替之儀」の端緒を示す史料として、『執腕録』(八七頁以降)に以下のものが見られる。

「牛馬売買之儀、是迄代銭相滞懸り合無之者之馬牽取、迷惑為致候儀有之、度々御触有之候得共相極り不申二付、文化十一戊年中五組申談、存寄之儀申出候様被仰付申談候上、現銀売買二相極申度段、願書差出候処、相済御奉行より御触出村方江申触候、右之段、近国御他領大庄屋江掛合置候様被仰聞、夫々懸合返書到来、御代官江差出置候、」

この文面には、代官所からの御触れにも関わらず、牛馬売買に付随した問題が相次いだ事から、文化十一年中に代官所側からの指示によつて大庄屋同役が「申談」て、「存寄」を願ひ出た旨が記され、代官所側が村方の事情に詳しい大庄屋に意見を求めて法規を考案させた事が窺える。また、大庄屋が「近国御他領大庄屋」に対する掛け合いを命じられていた事が分かる。

また、前述史料に続いて、「戊二月」の日付を持つ大庄屋から代官

所へ出された「以書付申上候御事」案文がある事から、二月から四月にかけてこの事案が進展した事が窺える。本文中に示した「小倉藩大庄屋中」からの書簡が「掛合」に対する返書であった事が確認出来るだろう。

(参考文献及び参考史料)

- ・ 豊田寛三・後藤重巳編『大分の歴史 第六巻』大分合同新聞社、一九七八年
- ・ 後藤重巳『橋津氏小史』橋津守英・一九九一年
- ・ 後藤重巳『橋津組大庄屋日記(一)』より解題を参考、別府大学附属博物館、一九九一年
- ・ 後藤重巳『橋津組大庄屋日記(二)』より解題を参考、別府大学附属博物館、一九九二年
- ・ 村井益男・後藤重巳編『宇佐近世史料集 橋津家史料(一)』より(序)・解題を参考、宇佐市史刊行会、一九七五年
- ・ 渡辺尚志編『近世地域社会論』岩田書院、一九九九年
- ・ 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、二〇〇二年
- ・ 久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力とヘゲモニー』山川出版社、一九九六年
- ・ 福島雅蔵『近世機内政治支配の諸相』日本史研究叢刊14、二〇〇三年
- ・ 大分県総務部総務課『大分県史』大分県・一九九〇年
- ・ 『宇佐市史 中巻』宇佐市史刊行会、一九七五年

- ・松本寿三郎『近世の領主支配と村落』清文堂、二〇〇四年
- ・平川 新『紛争と世論 近世民衆の政治参加』東京大学出版会、一九九六年

- ・羽田真也「播州姫路藩における大庄屋と村」、『ヒストリア』一九三号、大坂歴史学会、二〇〇五年

- ・大石 学『近世国家の権力構造―政治・支配・行政―』岩田書院、二〇〇三年

- ・水本邦彦『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年

- ・渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』東京大学出版会、一九九四年

（使用した史料）

- ・『橋津組 島原窺御用 平用 御寄会御用日記』弘化四年、別府大学附属博物館所蔵

- ・後藤重巳校訂『橋津組大庄屋日記（一）』別府大学附属博物館、一九九一年

- ・後藤重巳校訂『橋津組大庄屋日記（二）』別府大学附属博物館、一九九二年

- ・後藤重巳校訂『橋津組大庄屋日記（三）』別府大学附属博物館、一九九四年

- ・村井益男・後藤重巳編『宇佐近世史料集 橋津家史料（一）』宇佐市史刊行会、一九七五年

- ・後藤重巳他校訂『執睨録』別府大学附属博物館蔵（翻刻版使用）、一九八六年